特定復興再生拠点区域復興再生計画の進捗状況について

特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要

- 「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」に基づき、将来的な町内全域の居住環境整備に向けた第一歩として、「特定復興再生拠点区域」を設定(別添参照)
- 避難指示解除準備区域(浜野・両竹地区)に「新たな産業・雇用の場となる中野地区復興産業拠点の整備等を行い、人の流れを創出するとともに、JR双葉駅を中心とする低線量区域に新たな産業・雇用の場と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進
- JR双葉駅を中心としたエリアの整備を先行的に行うとともに、避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺の一部区域について、平成31年度末頃までの先行的な避難指示解除を目標に取り組む
- さらに、区域内の整備を順次進め、平成34年春頃までの区域全域の 避難指示解除を目指す

これまでの経過

- 平成29年9月15日 認定
- 平成29年10月4日 特定復興再生拠点整備推進会議の設置 (同日 第1回会議開催)

特定復興再生拠点整備推進会議

且的

復興再生計画の円滑かつ確実な実施にあたり、様々な課題等に関係者が連携して迅速かつ継続的に対応し、計画を推進するため設置

構成員

- ·国(復興庁、内閣府原子力被災者生活支援T、環境省)
- ·福島県(避難地域復興局)
- ·双葉町(副町長、関係各課)

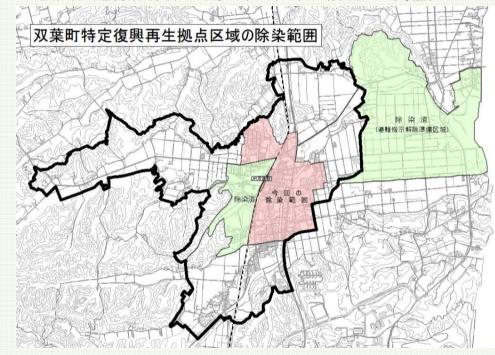
主な検討事項

各事業の進捗確認、土地利用の実現可能性の確認、目標の確認、事業主体間の情報共有・事業間調整、土地利用実現のための支援、課題の把握・分析・対策の検討・調整

取り組み状況

特定復興再生拠点区域の解体・除染について

- 平成28年度住民意向調査により地権者の意向を確認できている ため、双葉駅東を中心とした既成市街地約90ha(下記参照)を先 行区域として進めることを決定
 - ⇒地権者・建物所有者を対象に、12/9、10説明会を開催。



- 被災家屋等の解体申請受付窓口をいわき事務所内に設置
- 先行区域以外は、地権者の意向確認後、除染等実施を判断
- 区域内の公共施設について、被害状況調査を実施予定

その他

- 復興シンボル軸: 道路改良の実施、平成31年度暫定供用(アクセス機能確保)、平成34年度供用目標
- 区域内の河川: 平成29年度災害査定、平成32年度完成目標